

# 『吾妻鏡』の動物怪異と動乱予兆

—黄蝶群飛と鷺怪に与えられた意味付け—

Kwai-i (strangeness) caused by animals and foreboding of upheavals  
in Azuma Kagami:

Historical interpretation of Kicho-gunhi (flight of yellow butterflies in  
groups) and Sagi-kwai (specter of herons)

池田 浩貴

<abstract>

Now it is becoming the accepted view that the Kamakura shogunate has gradually introduced Onmyōdō from Kyoto since Minamoto no Yoritomo ruled as the first shogun, and utilized its divination and ritual methods for the shogunate government based on conventional research. When unusual natural phenomena such as natural disasters, celestial motion, strange behavior of animals, appearances of strange lights or cryptid birds and so on occurred, the Kamakura shogunate followed established procedures to prevent further disasters by holding Onmyōdō ceremonies or making offerings to Tsurugaoka Hachimangu depending on the results of divination by Onmyōji about the meaning of the phenomena.

Most previous research in this field has focused on Onmyōji or measures taken by shogunate government. In this paper, however, I investigated the abnormal natural phenomena called “kwai-i (strangeness)”, which lead the shogunate government to take political procedures, based on Azuma Kagami as a main text. Especially I focused on two strange behaviors of

animals, “Kicho-gunhi” (flight of yellow butterflies in groups) and “Sagi-kwai” (specter of herons).

Kicho-gunhi occurred mainly at Tsurugaoka Hachimangu and were recorded before or after three wars including the Battle of Oshu (between the Kamakura shogunate and Oshu Fujiwara), Battle of Wada (rebellion of Wada Yoshimori) and Battle of Hoji (rebellion of Miura Yasumura). The articles of Azuma Kagami about Kicho-gunhi seem to include some falsifications. It is doubtful whether all of the Kicho-gunhi cases actually occurred, but even so it is certain that the phenomenon reminded people of occurrence of battles and was regarded as foreboding of battles in the Kamakura period.

Sagi-kwai occurred at Shogun Goshō (shogun palace). It was regarded as bad omen and foreboding of Battle of Wada and the famine in the Kanki era. Unlike other kinds of kwai-i, the shogunate government shot herons as a countermeasure against Sagi-kwai without depending on the divination by a Onmyōji.

## はじめに

『吾妻鏡』には、地震・大風・霖雨・冷害・干害等の災害や、蝕・流星・彗星等の天体運動、鳥や昆虫等の動物の行動、さらに光物や怪鳥の出現といった超常現象まで、多種多様な自然現象が豊富に記録されている。これらの現象が幕府の正式な史書に記録された理由は、災害記録としての側面よりも、鎌倉幕府が京都から陰陽師を招聘して陰陽道を吸収し、鶴岡八幡宮を中心として政治体制の一部として構築していった武家陰陽道との関連が深い。既に平安時代の朝廷において、前述のような特異な自然現象が観察された場合に、「特異な自然現象の報告↓卜占による勘申↓対策の検討↓祈禱や謹慎などの実施」という政務手続が確立されていた<sup>(一)</sup>。朝廷における卜占の種類は、神祇官所属の卜部が用いる龜卜と、陰陽寮所属の陰陽師が用いる六壬式占の二種があったが、この政務手続が鎌倉時代前期を通じて段階的に鎌倉幕府に移入される際、安倍氏を中心とした陰陽道のみが吸収され、鎌倉

の武家陰陽道が成立していった。すなわち、都市鎌倉の内部で特異な自然現象が発生した際や東国地域から同様の報告があった場合、幕府は在鎌倉の陰陽師に六壬式占による占断を命じて現象の意味するところを勘申させ、不吉の場合には鶴岡八幡宮への奉納や各種の陰陽道祭を実施することが幕政の一部となっていた。二〇〇〇年代以降、鎌倉幕府における陰陽道とその政治的役割に関する研究はとみに盛んになりつつあるが、その多くは占断に携わる陰陽師の活動や、勘申を受けての祭祀など幕府の処置に着目したものである。一方、筆者の主たる関心はこうした政務のきっかけとなる特異な自然現象の側にある。こうした自然現象に着目し、それらを怪異(恠異)と総称して歴史学の俎上に乗せる研究も二〇〇〇年代以降勃興しつつある。本稿は『吾妻鏡』に記された陰陽道関連記事の現象面すなわち怪異に着目し、特定の現象に向けられた鎌倉時代の人々の認識や幕府の態度を読み解こうとするものである。

しかし、『吾妻鏡』に記録された自然現象は多岐に渡り、その全てを本稿において取り扱うことは出来な

い。例えば地震は、鳴動と表記されるものも含め、約二百件が記録されている。もつとも、二百件の大半は地震の発生を記録するのみで、具体的な被害の内容や陰陽道による占断の結果、幕府の対処の記載を欠く。すなわちその大半は別段の被害もなく人々に奇異の念を与えることもなく、記録にこそ残されたが怪異として扱われなかったものであろう。どの事例が怪異として扱われ、各々の現象がどのような意味を持つと見做されていたのかは個別事例を基に明らかにしていかなばならない。そこで本稿では、『吾妻鏡』の怪異のうち動物が起こした怪異、その中でも蝶の大量発生と、青鷲・白鷲などの鷲類が起こした怪異を考察対象とする。『吾妻鏡』中に蝶の怪異は五件（表一）、鷲の怪異は四件（表二）が確認できる。この二つの現象の間に直接の関連性はない。しかし、動物が起こした怪異の中では比較的まとまった件数があること、どちらの現象も、後述する通り鎌倉幕府をめぐる動乱の前後に記録が集中していること、一貫して兵革や争乱などの凶兆として占われていること等の共通点があり、この二つの現象を取り上げることとした。なお、他に件数の

多い動物怪異としては、八幡神の眷属である鳩に関し、その死骸が見つかること等が怪異と判断された例が約十件確認できる。この鳩怪については紙幅の都合上もあり、また類例が石清水八幡宮においても確認されることから、鶴岡八幡宮の例と合わせ別稿を期すこととしたい。

表一 「吾妻鏡」 黄蝶群飛記事一覧

番号 *1	年月日 *2	怪異内容 *3	占断・意味判断・感想 *4	対 応
史料一	文治二 (1186) / 5 / 1	「自去比黄蝶飛行。殊遍滿鶴岳宮。」	「是怪異也。反逆者ありとの託言、善政、両三年中、彼輩如水沫可消滅」	御供、臨時神樂、進物 (馬) 「重有解謝」
史料二	建保元 (1213) / 8 / 22	「鶴岳上宮宝殿黄蝶大小群集。」	「人奇之。」「兵革兆」と申す者あり、「被行御占之處、可有御憤之旨勸申」 (28日)	百怪祭 (28日)
史料三	宝治元 (1247) / 3 / 17	「黄蝶群飛。凡充滿鎌倉中。」	「是兵革兆也」	—
史料五	宝治二 (1248) / 9 / 7	「黄蝶飛行。自由比浦至于鶴岡宮寺并右大将家法華堂、群亘云々。」	—	—
史料五	宝治二 (1248) / 9 / 19	「未申而時之間、黄蝶群飛。自三浦三崎方、出来于名越辺。」	—	—

表二 「吾妻鏡」 鷲怪記事一覧

番号 *1	年月日 *2	怪異内容 *3	占断・意味判断・感想 *4	対 応
史料十	承元元 (1207) / 12 / 3	「青鷲一羽入進物所。次集于寝殿之上。」	「將軍家…怪思食」。実朝が鷲を射落とすよ う命令	吾妻四郎助光が生け捕る
史料十一	建保三 (1215) / 8 / 21	「已尅、鷲集御所西侍之上。」	御占「重変之由」	実朝將軍御所退去 (22日) 百怪祭 (25日)
史料十三	寛喜二 (1230) / 6 / 5	「已尅、幕府小御所之上、白鷲集云々。」	親職・晴賢「口舌鬭争之上、可被憤」、泰貞以下「御家人中依文書及口舌可鬭食鬭争」。頼経の御所退去は必要なし (6日)	鷲祭 (7日) 頼経將軍御所退去 (14日)
史料十四	弘長三 (1263) / 5 / 17	「鷲集于左典厩御亭。頃之指水福寺山飛去」	卜筮「口舌兆」	武田七郎次郎が射殺、泰山府君・百怪・白鷲祭

\*1 番号は本文中の史料番号に対応する。  
 \*2 年月日は怪異の発生に最初に言及する。「吾妻鏡」条文の日付。発生や対応の日時が異なる場合はそれぞれ ( ) で示す。  
 \*3 「」内は原文。…は中略を示し、読点は著者による。  
 \*4 -は「吾妻鏡」中に該当する記載なし。

## 第一章 研究史の成果より

鎌倉の陰陽道に関しては戦前に平泉澄が言及している<sup>(二)</sup>が、本格的な考察は一九六〇年代に入り木村進の研究に始まる。木村は『吾妻鏡』の陰陽道関連記事の分布や内容の分析から、鎌倉陰陽道の発展経過を四段階に分類し、以後の研究の土台を構築した<sup>(三)</sup>。続いて村山修一は、京の陰陽師の鎌倉下向と、源実朝時代の公家文化吸収の流れの中で鎌倉陰陽道が隆盛したと論じた<sup>(四)</sup>。一方金沢正太は、建保元年(一二二二)の和田合戦が鎌倉陰陽道の成立契機であったと論じ、執権体制への移行過程の中で北条氏政権の論理的擁護のために陰陽道体制が整備されたとした<sup>(五)</sup>。一九八一年には村山修一『日本陰陽道史総説』<sup>(六)</sup>により鎌倉期に留まらない通史が示され、一九九〇年代には『陰陽道叢書』全四巻<sup>(七)</sup>が刊行され、各時代の基礎研究が網羅された。二〇〇〇年代以降の鎌倉陰陽道の研究では、鎌倉で活動した陰陽師各人の活動を詳細に調べ上げ、その系譜や序列を明らかにした赤澤春彦<sup>(八)</sup>、

幕府との関係を密にした安倍氏に対し、関係をほぼ持たなかった加茂氏に着目した遠藤珠紀<sup>(九)</sup>、実朝期における公家化に注目が集まりがちであった従来の研究に対し頼朝期の陰陽道の発展に着目した下村周太郎<sup>(一〇)</sup>らの研究がある。

一方、陰陽道祭祀を行うきっかけとなる現象の面に關する研究は、かなり遅れて二〇〇〇年代になり漸く活発となった感がある。かつての日本史学ではこうした研究を際物扱いする向きもあったが<sup>(一一)</sup>、このような史料上に記された特異な自然・超自然の現象を総称する歴史用語として「怪異」が提唱され<sup>(一二)</sup>、研究対象として見直されつつある。怪異に包含される各現象の研究として、笹本正治<sup>(一三)</sup>、小峯和明<sup>(一四)</sup>、黒田智<sup>(一五)</sup>らの鳴動研究、酒井紀美<sup>(一六)</sup>の夢想研究等がある。本稿で注目する『吾妻鏡』の黄蝶群飛や鷲怪に關しては『吾妻鏡事典』にその発生例は網羅されているものの<sup>(一七)</sup>、事典として記事を解説したものに留まる。本稿は、黄蝶群飛と鷲怪に關する『吾妻鏡』の記述を中心に、同時代・前後の時代の史料における類例も交えて、現象に対する人々の認識や、『吾妻鏡』

の編纂過程において付加された現象に対する意味付けを明らかにしようとするものである。

## 第二章 黄蝶群飛

鎌倉に大量の蝶が発生し、飛び回るといふ現象は『吾妻鏡』中に五件記録されている。これら全てにおいて、蝶は「黄蝶」と表現されている(表一)。また蝶の行動に対する表現は、「群飛」と「飛行」が各二例、「群集」が一例である。しかし、後掲する条文の内容を鑑みるに、いずれの事例も一匹の黄蝶が奇怪な行動を示したという怪異ではなく、多くの黄蝶が飛んだということが怪異と判断されたものである。よって、そのニュアンスを端的に表す「群飛」の称(宝治元年三月十七日条・宝治二年九月十九日条)を引き、本稿では以後これらの怪異事例を「黄蝶群飛」と総称する。一見して突飛で物語的な印象を受ける黄蝶群飛だが、蝶の大量発生は生物学的に無理がなく、実際に現代でも幾例も観察されている現象である(補註二)。また『吾妻鏡』以外の同時代史料にも類例が見られる。後

述する通り、『吾妻鏡』の五件の事例の中には、編纂時の改竄によって架空の黄蝶群飛が追加されたと疑われる例も混在するものの、基本的には黄蝶群飛が発生し幕府の怪異占断の対象となったという点は史料通りであると本稿では考える。『吾妻鏡』の各事例について検討を加えた後、他史料における蝶の怪異についても紹介し、この現象に向けられた人々の認識について考察していきたい。

### 第一節 鎌倉への陰陽道定着以前の黄蝶群飛

『吾妻鏡』における黄蝶群飛の初例は、次の文治二年(一一八六)五月一日条である。

史料一 『吾妻鏡』文治二年五月一日条

五月小〇一日戊寅。自去比<sub>レ</sub>黄蝶飛行。殊遍<sub>レ</sub>満鶴岳宮<sub>レ</sub>。是怪異也。仍今日以下奉<sub>レ</sub>御供<sub>レ</sub>之次<sub>上</sub>。為<sub>レ</sub>邦通奉行<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>臨時神楽<sub>レ</sub>。大菩薩<sub>レ</sub>詔<sub>レ</sub>巫女<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>、自<sub>レ</sub>西廻<sub>レ</sub>南。自<sub>レ</sub>南又<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>西。自<sub>レ</sub>西猶<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>南。自<sub>レ</sub>南又<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>東。日々夜々奉<sub>レ</sub>窺<sub>レ</sub>二品<sub>レ</sub>之運<sub>レ</sub>。能崇<sub>レ</sub>神与<sub>レ</sub>君、申<sub>レ</sub>行善政<sub>レ</sub>者、両三年中、彼輩如<sub>レ</sub>水沫<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>消滅<sub>レ</sub>。

云々。依<sub>レ</sub>之、被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>神馬<sub>一</sub>。重有<sub>二</sub>解謝<sub>一</sub>云々。

ここでは鶴岡宮に満ちるほどの黄蝶群飛が発生したことが怪異と判断されたとある。これにより鶴岡に対し御供と共に臨時神楽が奉納され、その際に八幡大菩薩の託宣が下り頼朝を狙う反逆者の存在が示されたという事例である。

この鶴岡宮を中心とした黄蝶群飛の発生に際して、鎌倉幕府(二八)が用いた怪異の意味判断の方法は八幡神の誣告であり、また慰撫攘災のために行った祭祀は御供と臨時神楽の奉納であった。これは鎌倉幕府が京の陰陽師を招聘し陰陽道を本格的に受容して以降の一般的な手続きである、陰陽師の六壬式占に基づく勘申で意味判断を行い、その後泰山府君祭や天地災変祭等の陰陽道祭(一九)で未然に攘災を図る流れと方法を大きく異にする。木村進による鎌倉幕府の陰陽道受容過程の四分類(二〇)によれば、文治二年は承元三年(一二〇九)までの第一期である、陰陽道の本格的受容前の模倣期に該当するが、この黄蝶群飛の例はその通り鎌倉陰陽道確立以前の鶴岡祭祀の姿をよく表しているよ

う。

この文治二年の黄蝶群飛は、『吾妻鏡』全体の怪異記事の中でもかなり早い段階の事例に属し、しかも鶴岡八幡宮で発生し幕府が明確な対処を行った怪異の初例という点で意味が大きい。まず、『吾妻鏡』上で最も早い怪異の例と言える記録は、伊勢本宮正殿の棟木に蜂が巣を作り雀や小蛇が子を産んだことが凶臣敗北の兆とされた事例(養和元年十月二十日条)であり、頼朝はその対処として神馬・砂金等を伊勢に奉納している(寿永元年正月二十八日条)。その後の平氏追討の流れとの天人相関を印象付けるための記事の感が強いが、鶴岡ではなく伊勢神宮への奉納である点は、幕府体制確立後の鶴岡を中心とした怪異祭祀と対比をなすものだろう。『吾妻鏡』におけるこれより後の怪異に際して、幕府が伊勢への働きかけを行った例は見当たらない。次に、鎌倉の御霊神社で社殿が鳴動し宝殿の扉が破損した事例(文治元年八月二十七日条)があり、解謝のため御願書一通と御神楽の奉納があり、巫女等への賜物が行われている。続いて、狐の子が御丁台に侵入した事例(文治二年二月四日条)では、鶴岡

若宮の法眼が参仕し、荒神供が修されている。

史料一はこれらの次に発生した怪異の事例であり、よって鶴岡八幡宮を舞台とした初の怪異祭祀と位置づけられる。ここで黄蝶群飛が叛乱者の予兆として八幡神の託宣が降りたことで、鎌倉幕府ではその後の群飛も一貫して戦乱予兆として位置づけられていく。

ただし、この託宣は編纂時に創作され追加された疑いが強い。託宣の内容がその後の流れを実に都合よく予兆しているからである。「日々夜々奉窺二品之運」という叛逆者とは、言うまでもなくこの時幕府が消息を追っていた源義経・源行家らが想定されていよう。

『吾妻鏡』は同年五月十日条で関東申次吉田経房から頼朝への書状を引用し、洛中に義経・行家らが潜伏中であるとの風聞を載せる。そして五月十二日には和泉国で源行家が討たれ、その首は二十五日鎌倉に届けられた(五月二十五日条)。以上、黄蝶群飛で幕府の危機が警告され、託宣により神意を知り、八幡神の告を得た幕府が叛逆者を討つという極めて都合のよい筋書きが完成している。また「両三年中彼輩如水沫可消滅」という部分も、文治五年(一一八九)閏四月の奥州に

おける源義経一行の滅亡と一致する。

従って、偶然鶴岡で黄蝶群飛が発生し奉納が行われた直後に行家が捕縛されたため、群飛が叛逆者を予兆する怪異であったとの評価が事後に定着し、編纂の際に恣意的な内容の託宣が追加されて「八幡神の告を得て叛逆者を討つた幕府のストーリー」が形成されたと見るのが自然だろう。ただ、託宣の内容は改竄によるものとしても、この文治二年の事例により鎌倉幕府においては黄蝶群飛を叛乱の予兆と見做す先例が確立されたのは間違いない。

## 第二節 和田合戦・宝治合戦と黄蝶群飛

次に黄蝶群飛が記録されるのは建保元年(一二二一)八月である。

史料二 『吾妻鏡』建保元年八月二十二日・二十八日条

廿二日庚寅、天晴。未剋、鶴岳上宮宝殿、黄蝶大集群集。人奇之。(後略)

廿八日丙申、陰。去廿二日鶴岡奇異事、為二兵革兆一

之由、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>申入之輩<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御占<sub>一</sub>之處、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御慎<sub>一</sub>之旨勘申之間、於<sub>二</sub>八幡宮<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>百怪祭<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>行遠江守親廣云々。

ここでは「兵革兆」との申し入れによって幕府が動いたとあり、文治二年の記憶が人々の間に残っていたとも受け取れる。また幕府は式占による判断と百怪祭による祭祀を行っており、誣告と奉納に拠った文治二年例に比べ陰陽道の浸透も明らかである(二二)。但し、この建保元年の兵革として連想されるであろう和田合戦は五月の出来事であり、予兆の用を成していない。また史料二の後数ヶ月間の条文に、それらしい騒乱も見えない。しかし、建保二年十一月には和田氏残党が京で叛乱を企て誅戮される事件が起こるなど、和田合戦の影響は合戦終結後も尾を引いていた。よって、史料二は和田合戦の記憶が人々の間にまだ生々しく残る時期に黄蝶群飛が起こったことで、文治二年の先例が想起されて人々の間に不安の声が挙がり、幕府が怪異祭祀を行うに至った例と見ておきたい。和田合戦にまつわる建保年間の怪異については、第三章でも考察す

る。

黄蝶群飛が再び文治二年同様の戦乱予兆のストーリーとして大きく取り上げられるのは、次の宝治元年(一二四七)三月の例である。

史料三 『吾妻鏡』 宝治元年三月十七日条

十七日庚午。黄蝶群飛(幅假令一許丈、列三段許)。凡充<sub>二</sub>満鎌倉中<sub>一</sub>。是兵革兆也。承平則常陸下野、天喜亦陸奥出羽四箇国之間有<sub>二</sub>其怪<sub>一</sub>。将門貞任等及<sub>二</sub>鬪戰<sub>一</sub>訖。而今是事出来、猶若可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>東国兵乱<sub>一</sub>歟之由、古老之所<sub>レ</sub>疑也。

ここでは、平将門の乱及び前九年合戦の際に同様の先例があり、再び東国に兵乱が起こる兆であると、特定の人名を挙げず「古老」の言として判断を加えている。ただし管見の限り両度の兵乱の際に群飛が起きたとする史料は確認できない。

結論から言えば、筆者はこの史料三の事例は、三点の疑問点を根拠に、黄蝶群飛の発生そのものからして編纂時の改竄により追加された架空の事例ではないか

と考える。

一点目の疑問については、史料三の前後の史料も含めて説明せねばならない。宝治元年条（二月二十八日寛元五年改元）には、正月から六月の宝治合戦発生までの間、怪異記事が豊富に記される。その概要は以下のようなものである。

正月・二十九日、鎌倉中を羽蟻が群飛

三十日、北条時盛邸の後山に光物が飛ぶ

三月・十一日、由比ヶ浜の海水が赤変する

十二日、大流星

十七日、黄蝶群飛（史料三）

五月・十一日、陸奥国の浜に怪魚が打ち上げられる、

その時海水が赤変する（史料四）

一点目の疑問とは、以上の怪異の殆どが現象の記録に留まっており、怪異記録としては当然その後が続くべき幕府による占断や、それに従い行われる筈の陰陽祭等の祭祀の記載を欠いていることである。対処の記述があるのは正月三十日の光物に対し「致祈禱」とあるのみで、史料三の黄蝶群飛に際しては、史料一・二では存在した対処の内容が何も記されない。仮にこれら

の現象が陰陽師の占断の結果怪異には当たらないとされたのなら、何も対処が記されないのは当然だが、史料三の場合はわざわざ古老の口を借りて先例不審であることを強調している以上それも考えづらい。以上、これだけの怪異が頻発しながらその対処記録がなぜ『吾妻鏡』に採録されなかったかという点が、史料三が架空記事ではと疑うに至った第一の疑問点である。

二点目の疑問は、前掲した宝治元年正月～五月の怪異群について、宝治合戦を予兆していた怪異群として編纂者が位置づけようとしていたのではないかと予想するとき、『吾妻鏡』の他の年の怪異例との間で整合性が取れていないという点である。これを説明するために、黄蝶群飛の例ではないが、宝治合戦勃発前最後の怪異である次の例を引用したい。

史料四 『吾妻鏡』宝治元年五月二十九日条

廿九日辛巳。三浦五郎左衛門尉参（北条時頼）左親衛御方。申

云、去十一日、陸奥国津軽海辺、大魚流寄。其形偏如死人。先日由比海水赤色事、若此鱼死故歟。随

而同比、奥州海浦波濤、赤而如紅云々。此事則被尋「古老」之处、先規不快之由申レ之。所謂文治五年夏有「此魚」。同秋泰衡誅戮。建仁三年夏又流来。同秋左金吾有「御事」。建保元年四月出現、同五月義盛大軍。殆為「世御大事」云々。

五月十一日に陸奥国に怪魚が打ち上げられ、その際海水が赤く染まったことから、由比ヶ浜の海水赤変もこの魚の死によるものではないかという(二二)。ここでも史料三同様、個人名に分からない「古老」の話として、怪魚出現の先例が文治五年(奥州藤原氏滅亡)・建仁三年(源頼家の死亡)・建保元年(和田合戦)の三件語られる。ところが、この三度の動乱の前後に、史料四の語るような怪魚の出現はいずれも『吾妻鏡』自体にも見えない。また、文治五年の奥州藤原氏滅亡と建保元年の和田合戦に触れるのであれば、この宝治合戦と合わせた三つの戦乱で共通性が見出せ、『吾妻鏡』でも辻褃の合う黄蝶群飛(史料一・二・三)の方が戦乱予兆の先例として詳細に言及する方が余程納得がいく。以上、宝治合戦前の怪異群に対して語られた

先例が、『吾妻鏡』の他の条文と整合性が取れておらず、正確な先例勘案を経たものと思われないという点が、第二の疑問点である。

三点目の疑問は、史料三における黄蝶群飛の三月十七日という発生時期に関して、蝶の生態という側面からの疑問である。実際に群飛する習性のあるキチョウ類の一種であるツマガグロキチョウの場合、新暦五月下旬から九月下旬にかけて年三〜四回発生し、九月下旬頃から姿を現す秋型の個体は冬季の気温低下と共に活動を弱め、成虫のまま翌年まで越冬する(二三)。よって、史料三における三月十七日すなわち新暦四月二十三日(二四)という時期は、この越冬個体が観察されることは不思議ではないが、「充滿鎌倉中」と記されるような大量発生には疑問が残る。史料三以外の四例の黄蝶群飛は、五月一日・八月二十二日・九月七日・九月十九日の事例で、これは新暦換算で五月三十一日〜十月七日にかけてのものとなり、少なくとも季節上の不自然さはない。厳密を期すには現代と鎌倉時代前期との気候の差異を鑑みる必要がある(二五)ものの、以上のような発生時期に関する不審点が疑問の三点目で

ある。

宝治元年条における六月の合戦勃発までの怪異記事は正月から五月にかけて記され、史料四を最後とする。怪異の発生に対し付された評価は極めて恣意的かつ先例勘案も不正確で、編纂時の改竄の疑いが強いことは前述の通りである。また、史料三の黄蝶群飛・史料四の怪魚漂着ともに、重変であることが匂わされていながらその後にくべき占断や対処の政務記事を欠くのも不審である。占断や対処が記録されない理由は他に考えられるかもしれないが、以上に挙げた疑問点を総合し、これら宝治元年の怪異群の中には相当量の現象そのものの創作が含まれると見るべきであろう。『吾妻鏡』における黄蝶群飛は、翌宝治二年九月に立て続けに二件記録されるのが最後となる。

史料五 『吾妻鏡』宝治二年九月七日・十九日条  
七日辛亥。黄蝶飛行。自<sub>三</sub>由比浦<sub>三</sub>至于鶴岡宮寺并  
右大將軍家法花堂<sub>一</sub>、群亘<sub>三</sub>云々。

十九日癸亥。未申向時之間、黄蝶群飛。自<sub>三</sub>三浦三  
崎方<sub>一</sub>、出<sub>三</sub>来于名越辺<sub>一</sub>。其群集之幅、三許段云々。

七日条の「右大將軍家法花堂」は宝治合戦の際に三浦泰村が立て籠った場所であり（宝治元年六月五日条）、十九日には「三浦三崎方」すなわち三浦氏の根拠地から群飛が起こったとする。偶然宝治合戦に纏わる地で群飛が発生したために人々の関心を引き記録された可能性もあるが、この二件の群飛も史料三同様に占断と祭祀の記録を欠く点において、記録の実際には注意を要するだろう。

以上、『吾妻鏡』における黄蝶群飛は文治二年例（史料一）を初見とし、同例は鶴岡八幡宮を舞台とし幕府が祭祀を講じた初期の怪異の例としても注目される。この例が源行家捕縛の直前に偶然発生したことで戦乱予兆の先例と見做され、和田合戦（史料二）や宝治合戦（史料三・五）の前後にも黄蝶群飛が記録されることとなった。逆に、それ以外の時期には記録がないが、これは鎌倉で幾度も発生したであろう黄蝶群飛のうち、たまたま戦乱の前後に発生した事例のみが後代に戦乱と結び付けられ、記録に足るものとして『吾妻鑑』に採録されたということであろう。その編纂の際に幕府にとって都合の良い架空の先例が付され、幕

府を襲う戦乱を八幡宮が告げ知らせる怪異として意味付けがなされていったものと考えられる。但し、史料三の宝治元年の事例のように、黄蝶群飛の発生そのものが改竄により生み出された疑われる例もその中には混在している。

### 第三節 同時代史料における蝶の大量発生

『吾妻鏡』の語るような蝶の群飛を戦乱の予兆と見做す認識は、同時代の人々にとつて一般的なものであつたのだろうか。鴨長明『発心集』採録の「佐国華を愛し蝶となる事」は、十一世紀の漢詩人大江佐国が花を愛する執念のあまり死後に蝶に転生し、夢告を通じてそれを知った佐国の子が庭に草花を植え、大量の蝶を飼つて父を慰めようとする説話である。予兆の例ではないが、当時から蝶が人々の身近な生物であつたことを示す例である。ここでは、こうした同時代史料における蝶の大量発生の例から人々の認識を検証したい。

藤原定家『明月記』には、嘉祿元年（一二二五）（二六）六月と、天福元年（一二三三）四月～五月の二度、蝶

の大量発生の例が載る。

史料六 『明月記』嘉祿元年六月十三日条（部分、前後略）

又台嶺蝶雨（先々有此事、必山上大乱出来時也）。

只案之、佛法王法滅亡之期也。

史料七 『明月記』天福元年五月十八日条（部分、前後略）

或人云、自四月廿八日至五月三日、日吉社頭蝶雨降云々。治承七宮治山、山上滅亡之時有此事。歟。毎聞動肝。

ここでは蝶の大量発生は「蝶雨」と表現されている。また二例とも比叡山において発生し、同山における戦乱の予兆として語られている。

史料六・七の前後における定家を取り巻く状況の共通点を探るとすれば、両例ともに改元から間もなく、世情の安定しない時期であつたことが挙げられる。まず史料六の嘉祿元年は四月二十日に元仁元年から改元されたが、これに関し定家は「不改乱政ば有何益」と

語って勘文を見ず（四月二十日条）、嘉祿の新年号に對しても、嘉祿は軽くに通じる上、嘉も祿も鹿の訓音であるからまるで狐場の麋鹿ではないか、と難じるなど（四月二十一日条）否定的であった。蝶雨のあつた六月は鎌倉から北条政子危篤の報が京に再三入り、六月十四日には大江広元の死去が京に伝わる等、京中に騒動があり流言飛語の起こりやすい状況であつたと言える。蝶雨と同じ六月十三日条では、志賀の浦に四足の青黒い異鳥が群集しているとの風説もともに語られている。

一方史料七の天福元年は四月十五日に貞永二年から改元された。この際も定家は、福の字は朱全忠の乱が起こつた唐昭宗の代に景福があること、同じく昭宗の代の天復に音が通じること等の例を挙げて新元号を難じている（四月十六日条）。そして蝶雨のあつた同年五月は『明月記』全体を見渡しても特に怪異記事の集中した月と言つてよい。六日には螢惑が三星を犯す、すなわち火星の三惑星への接近が七月に大事ある予兆とされ、十四日には春日若宮巫女に降りた託宣として同様の七月大事を伝え、この噂が京中に広まっていた

ことを伺わせる。七日には冷泉の辺で人よりも三四尺大きく青白い顔をした法師の姿の怪が目撃されたとある。二十二日条には石清水高良社の御正体である鏡が鳴動した怪異に對して神祇官が行つた龜卜の結果を記す勘文が引用され、二十四日条では金峯山寺の鳴動に對し同じく神祇官の勘文が引かれる。特に高良社の怪異は同時期の京における怪異としては珍しく『吾妻鏡』にも記述があり（同年五月二十四日条）、社会の関心の高さを伺わせる。

以上の通り、史料六・七の蝶雨ともに京中に騒動が頻発した中で発生したものである。両度の改元に否定的であつた記主の定家も含め、京の人々が巷説や変事に敏感になつている時期に、たまたま比叡山で蝶が大量発生したために人々の目を引き、『明月記』に記録されるに至つたものであろう。何がしかの社会的動乱の前後に偶然発生した群飛が、意味付けを持たされ記録されるという傾向は、『吾妻鏡』と共通するものである。

さて、史料七には「治承七宮治山、山上滅亡之時有此事歟」とあり、比叡山での蝶雨の先例が治承年間の

七宮治山、すなわち鳥羽天皇第七皇子覚快法親王が天台座主の時代（治山治承元年～四年）にあったと定家は紹介する。この時、治承二年（一一七八）九月に比叡山で学生と堂衆の抗争が勃発し、これに敗れた学生側が後白河院に訴え、治承三年七月に法皇から平清盛に堂衆追討宣旨が給され、平氏軍による延暦寺への追討が実施された。「山上滅亡之時」とはこうした経緯を指すものだろう。この事件の間に実際に蝶雨の大量発生はあったのか。『明月記』より後の鎌倉末期の編纂物になるが、『帝王編年記』治承二年条にその記録が見える。

史料八 『帝王編年記』治承二年八月条

（前略）叡山坂本粉蝶如<sub>レ</sub>雨降、高雄寺魔滅之時如<sub>レ</sub>此云々。今年山門堂衆学生有<sub>二</sub>合戦事<sub>一</sub>。

ここでは群飛でも蝶雨でもなく「粉蝶如雨降」と表現される。粉蝶は中国語でシロチヨウ科を指し、ツマゲロキチヨウを含む日本の代表的な黄色の蝶の一群であるモンキチヨウ亜科もこれに属す（二七）。「高雄寺魔滅

之時」は久安五年（一一四九）における高雄山神護寺の焼亡を指すものか。この際の蝶の発生に関しては未詳である。成立年代上、定家が史料七の叙述に当たり参照した記録は『帝王編年記』とは別の史料でしかありえないが、治承年間に比叡山上で蝶の発生があったと何らかの形で伝えられていたことは史料八の存在により間違いない。

以上の通り、少なくとも平安末から鎌倉期にかけて、蝶の大量発生は鎌倉においては幕府の争乱、京においては比叡山の争乱をそれぞれ予兆するものとして認識されていた。ただ、この認識は時代と共に変化したり可能性が次の史料で示されている。

史料九 『満濟准后日記』永享六年七月十一日条

（前略）一、去<sub>レ</sub>比法性寺大路辺へ白蝶降下云々。豊年瑞之由、諸人申入旨、三位法眼申入之間、先規若如<sub>レ</sub>此事在<sub>レ</sub>之歟之由、御<sub>二</sub>尋大外記業忠<sub>一</sub>处、両度例注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>。最初天曆年中黄蝶自<sub>レ</sub>天降下。聖代豊饒天下安全云々。後度ハ文治年中降下。天下安泰豊饒之由申入也。両度共黄蝶歟。今度白蝶云々。先例ハ

雖為御祝着、當時之儀旁御恐怖云々。(後略)

法性寺の周辺で白蝶が降ったという永享六年(一四三四)の記録であり、その先例として二例が勘申されている。天曆年中(九四七―九五七)の例に関しては未詳だが(二八)、ここでは「後度ハ文治年中降下」の方に注目したい。これは、史料一の文治二年五月鎌倉での黄蝶群飛が京に伝えられ記録されていたのであろうか。文治年間に史料一とは別の群飛が京で発生し朝廷に記録された可能性もあるが、そのような事例を仮定しても、「天下安泰豊饒之由」との記述は、『明月記』や『帝王編年記』の語る蝶のイメージとは吉凶の判断が大きく異なる。本論においては蝶の大量発生を戦乱予兆として扱ったが、実際には平安鎌倉期における認識は画的ではなく吉兆と占断された例もあつたのか、あるいは室町期までに蝶に関する記録が変質して伝わったことを史料九は示すのか、向後の疑問点としておきたい。

### 第三章 鷺怪

本稿でもう一点注目する現象は、青鷺や白鷺などの鷺類が飛来し、時に群れ集まる(補註二)等の行動を取ることが怪異として判断された「鷺怪」である。この鷺怪は『吾妻鏡』中に四例が確認でき(表二)、黄蝶群飛と同様に四例全てにおいて凶兆と判断されている。一方、鶴岡八幡宮を中心とした黄蝶群飛に対し、鷺怪は將軍御所(二九)を中心とする点が相違点として挙げられる。次がその『吾妻鏡』における初例である。

史料十 『吾妻鏡』承元元年十二月三日条

三日甲辰。沍陰。白雪飛散。今日御所御酒宴。相州(北条時義)

大官令等被<sub>レ</sub>候。其間、青鷺一羽入<sub>二</sub>進物所<sub>一</sub>。次集<sub>二</sub>

于寢殿之上<sub>一</sub>。良久將軍家依<sub>二</sub>怪思食<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>射<sub>二</sub>留件

鳥<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之処、折節可<sub>レ</sub>然射手不<sub>レ</sub>候御所

中<sub>一</sub>、相州被<sub>レ</sub>申云、吾妻四郎助光為<sub>レ</sub>愁<sub>二</sub>申蒙<sub>一</sub>御氣

色<sub>一</sub>事<sub>上</sub>、當時在<sub>二</sub>御所近辺<sub>一</sub>歟。可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>之云々。

仍被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>之間、助光顛衣參上。挟<sub>二</sub>引目<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>階隱之蔭<sub>一</sub>窺寄<sub>レ</sub>兮<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>矢。彼矢不<sub>レ</sub>中<sub>二</sub>于鳥<sub>一</sub>之樣雖見<sub>レ</sub>之、驚忽駭<sub>二</sub>墜于庭上<sub>一</sub>。助光進<sub>二</sub>覽之<sub>一</sub>。左眼血聊出。但非<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>死之疵<sub>一</sub>。此箭羽<sub>レ</sub>鷹羽極強云々。曳<sub>二</sub>鳥之目<sub>一</sub>兮融云々。助光兼以所<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>違也云々。乍<sub>レ</sub>生射留<sub>レ</sub>之。御感殊甚。如<sub>レ</sub>元可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>昵近<sub>一</sub>之由、匪<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>給御劔<sub>一</sub>也。

將軍御所での酒宴の最中に青鷲が飛び入ったのを將軍実朝が怪しみ、將軍の勘気を蒙っていた吾妻四郎助光が北条義時の推挙により射手として召され、鷲を生け捕りにして褒賞と許しを得るという内容である。怪異を起こした鷲を射落とす例は他にも見える（弘長三年五月十七日条、後掲）が、史料十では鷲怪に対して陰陽師の占断を経ず、即座に実朝の指示で射手を選び、鷲を捕らえて対処としている点で、鎌倉幕府の一般的な怪異政務の手續きと大きく異なる。矢羽で目のみを傷つけ生け捕った等の叙述も含め、挿話的な性格の強い条文であろう。ただ、怪鳥としての鷲、將軍御所で発生する怪異としての鷲怪という『吾妻鏡』における

基本的な認識はここで示されている。以下、『吾妻鏡』に記録された鷲怪と、それに対する幕府の対処について検証する。

### 第一節 和田合戦における鷲怪

鷲怪の二例目は建保三年（一一二五）に記される。

史料十一 『吾妻鏡』建保三年八月二十一日～二十  
五日条

廿一日戊申。晴。巳尅、鷲集<sub>二</sub>御所西侍之上<sub>一</sub>。未尅  
地震云々。

廿二日己酉。霽。地震鷲怪事、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御占<sub>一</sub>之處、  
重変之由申<sub>レ</sub>之。仍去<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>御相州御亭<sub>一</sub>。信  
綱持<sub>二</sub>御劔<sub>一</sub>。亭主被<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>云々。

廿五日壬子。晴。親職、泰貞、宣賢已<sub>レ</sub>下陰陽師等、  
於<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>仕百怪祭<sub>一</sub>。御使伊賀太郎左衛門尉光  
季、奉行図書允清定。是依<sub>二</sub>鷲怪<sub>一</sub>也。

鷲怪と地震が同日に発生したことで幕府が卜占を行い、実朝の御所退去や百怪祭による対処を行った例で

ある。まず、この怪異に至る前提として、建保元年（三年）にかけ、『吾妻鏡』には地震が多数記録されていることが注目される。

建保元年（五月十五・二十一日、七月七日、八月十九日、閏九月十二・十七日）

建保二年（二月一日、四月三日、十月六日）

建保三年（八月十九・二十一日、九月六・八・十一・十三・十四・十六・十七・二十一日、十月二日、十二月十五日）

これらの大半は、「地震」ないし「大地震」と記されるのみで、被害の内容や幕府の占断に関する記述を欠く。恐らくその大半は被害もなく、幕府においても陰陽師の占断などに至らなかつたのだろう。地震規模や被害に関する具体的記述を伴うのは建保元年五月二十一日の例くらいである。

史料十二 『吾妻鏡』建保元年五月二十一日条

廿一日辛酉。午剋大地震。有<sub>レ</sub>音舎屋破壊、山崩地裂。

於<sub>二</sub>此境<sub>一</sub>近代無<sub>二</sub>如此大動<sub>一</sub>云々。而廿五日内、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>兵動<sub>一</sub>之由、陰陽道勘<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>。

『吾妻鏡』の記録に従うならば建保元年（三年）の群発地震は史料十二における大地震の余震群とも考えられる。また「可有兵動」との勘申が下されている通り、和田合戦の直後で人々が自然の変化を怪異として戦乱に結びつけ易い状態にあったことも、その後地震記録が多く残されたことと関係があるだろう。さらに、建保二年十一月には京で源頼家の遺児（栄実）を擁立した和田氏残党が叛逆を計画し誅戮される事件が発生したことも、怪異を和田合戦と結びつける風潮が戦後二年以上も長引いた原因と考えられる。史料二の黄蝶群飛例もこの状況の中で自然現象を人々が和田合戦に結びつけた例の一つである。史料十一の鷲怪も、このように地震に人々の注意が向きやすくなっていた状況下で、地震と同日にたまたま御所で鷲が多く観察されたために怪異と見做されたものであろう。

なお、建保三年十一月二十五日条では、これら和田合戦に結び付けられた怪異を総括するかのようにより、実朝の夢想に義盛ら和田合戦の亡卒が現れ、これにより幕府が仏事を行った記事が載る。

## 第二節 寛喜の飢饉における鷲怪

鷲怪の三例目は寛喜二年（一一三〇）六月に現れる。これまでに紹介した黄蝶群飛や鷲怪が戦乱と結び付けられた怪異であったのに対し、この例は翌寛喜三年から顕在化する寛喜の飢饉の予兆という意味付けを持つものである。

史料十三 『吾妻鏡』寛喜二年六月五日～七日条

五日乙丑。晴。巳尅、幕府小御所之上、白鷲集云々。

六日丙寅。晴。未以後雨下。今日、為<sub>二</sub>助教師員、

彈正忠季氏等奉行、被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>陰陽師於御所。七人応<sub>二</sub>

恩喚<sub>一</sub>。所謂親職、泰貞、晴賢、晴幸、重宗、宣賢、

晴職、国繼等也。各着<sub>二</sub>西廊<sub>一</sub>。相州、武州、隠岐入

道行西、出羽前司家長等被<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>。昨日鷲事、

為<sub>二</sub>助教奉行<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御占<sub>一</sub>。親職、晴賢、申云、口舌鬭

争之上、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>愼之由事御云々。泰貞以下申云、就<sub>二</sub>

御所并御親昵御病事<sub>一</sub>、御家人中依<sub>二</sub>文書<sub>一</sub>及<sub>二</sub>口舌<sub>一</sub>

可<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>食鬭争<sub>一</sub>者、皆献<sub>二</sub>別紙占形<sub>一</sub>。次就<sub>二</sub>此怪<sub>一</sub>、

可<sub>レ</sub>下令<sub>二</sub>去<sub>一</sub>御所<sub>二</sub>給<sub>上</sub>否、以<sub>二</sub>二被<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>吉凶<sub>一</sub>。一吉

之由令<sub>二</sub>一同<sub>一</sub>。今度以<sub>レ</sub>詞申<sub>レ</sub>之。一者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>去<sub>一</sub>

給<sub>二</sub>由也<sub>一</sub>。仍有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>下令<sub>二</sub>移<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>給<sub>上</sub>云々。  
七日丁卯。今夜、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>鷲祭<sub>一</sub>。晴賢奉<sub>二</sub>仕<sub>一</sub>之。

將軍御所で白鷲の群が観察されたことに関し、翌日の評定に陰陽師七名が召喚され、議論の内容が詳細に語られている。鷲怪は「口舌鬭争」の兆と占断されているが、今回は史料十一と異なり將軍の御所退去は不要と判断されている（後日これを覆し退去と決している。後述）。また鷲怪に対処する祭祀として「鷲祭」が挙行されている点が独特である。具体的な祭儀の内容は不明で、他には弘長三年（一二六三）五月十七日条の「白鷲祭」があるのみであり（後述）、また同時代の京における史料には見えない陰陽道祭である<sup>三〇〇</sup>。この鷲怪がこれだけ詳述されたのは、その後に頻発する怪異に関連するためである。史料十三の後、九日には御所車宿に落雷があり、下部一名が死亡した。更に十一日には、武蔵国から「九日に当国金子郷で雪交じりの雨が降り、同時に雹が降った」と報告が入っている。十四日には北条時房・北条泰時ほか幕府首脳が御所に参集し、九日の落雷について占断及び將軍頼經

の御所退去の必要性に關し評定を行った。この評定は参加者の意見が割れて難航した。清原季氏は「落雷は醍醐天皇の延長八年、清涼殿に落雷し大納言清貫・右中弁希世が死亡した有名な先例があるが、その際に遷幸はなかったので今回も退去の必要はない」とした

が、隠岐入道行西（二階堂行村）は「延長の落雷の後暫くして醍醐天皇が退位・崩御された通り不吉の兆であり、また落雷時に常寧殿に移られたことは遷幸に準ずる」と、逆に御所退去の必要性を主張した。また中原師員は「奥州征討と承久の乱の際に鎌倉方の陣に落雷があった例があり、怪異ではなく吉兆である」との意見を提示し、吉凶の判別がつかなかった。このため六日に鷲怪の占断に奉仕した七名の陰陽師が再び落雷についての式占を行ったが、やはり「不吉であり御所を退去すべき」「不吉だが退去に及ばず」「吉事である」と占断も割れ、再度評議の結果、落雷による御所退去は見送られた。結局、ひとまず史料十三における五日の鷲怪を理由に將軍頼経が北条泰時邸に一時退出してはどうかという妥協案が出され、この是非を陰陽師に再度占わせたところ、一同然るべしとの結果を出した

ために頼経の御所退去で一時決着となった。一旦は鷲怪による將軍の御所退去は必要なとした占断が、その後の怪異の頻発によって覆されたことになる。

この寛喜二年六月上旬の怪異群のうち、十一日条の「九日に武藏国金子郷で降雪・降雹」の記録は、翌寛喜三年初頭より始まる寛喜の飢饉<sup>(三二)</sup>の原因となる冷害を表している。また六月十六日条にも「九日に美濃国蒔田莊で降雪」の記録がある。『吾妻鏡』以外でも、『百鍊抄』に美濃国生津庄で降雪（六月八日）、『本國寺年譜』に信濃国で大雪（六月九日）の記録がそれぞれ見える。『明月記』六月十日条でも、寒さで綿衣を着した藤原定家が「六月之冷氣未聞見之、不知其吉凶事歟」と記している。これらの記録により少なくとも関東から近畿にかけての寒冷気候は間違いのないところであり、これによる冷害が同年の稲の凶作をもたらし、翌寛喜三年以降の飢饉へと繋がっていった。ここから、史料十三における鷲怪に關する評定が編纂の際に省略されず詳録されたのは、その直後に発生した冷害が鎌倉時代最大規模の飢饉<sup>(三三)</sup>の原因となったことを踏まえ、冷害・飢饉の前兆であったと後代に見

做してのことと考えられる。

本節の最後に、『吾妻鏡』における鷺怪の最後となる四例目を示しておく。

史料十四 『吾妻鏡』弘長三年五月十七日条

十七日丙申。天晴。鷺集（北条時宗）于左典厩御亭。頃之指

永福寺山二飛去。被二卜筮一之処、文二元、晴茂、晴宗、

泰房、頼房等、為二口舌兆一之由占申。爰武田七郎次

郎追二彼鷺一、射二殺之一持參。入レ夜、依二鷺怪一被レ行

泰山府君百怪白鷺等祭二云々。

詳細な検討は省略するが、それまで將軍御所を舞台としていた鷺怪が「左典厩御亭」すなわち北条時宗邸で発生し、これに対し陰陽師の占断が行われている点が幕府権力体制の変化を如実に表している。また原因となった鷺は射殺され、泰山府君祭・百怪祭・白鷺祭と各種の陰陽道祭が行われるなど、鷺怪の先例を集合した内容として記録されている。

### 第三節 他史料における鷺怪

本稿で主として扱う陰陽道と結びついた鷺怪の例ではないが、鷺とうらないとの関連を示す古い例としては、『古事記』垂仁天皇段に、曙立王が大国主神は拝して験ある神か確かめるため誓約を行い、その詔に従って鷺が地に落ちて死に、その後蘇ったという記述がある。陰陽道と結びついた鷺怪の例は、九一〇世紀には史料上に見られるようになる<sup>(三三)</sup>。『続日本後紀』承和十三年（八四六）十月癸巳条には建礼門上に鷺が集まったとあるが、ここでは占断の有無等は示されない。『日本三代実録』にも綾綺殿に鷺が集まった例（貞観十三年十一月丁丑条）の他、多数の鷺の群集が記録される。仁和三年（八八七）八月癸丑条では陰陽師の占断の対象となった例が見え、この時は失火の慎とされている。また古記録では『貞信公記』天暦元年（九四七）七月一日条で豊楽院北廊に鷺が集まり占断が行われた例など数例が見える。『倭名類聚抄』には、蒼鷺・白鷺・鳩鷓（ゴイサギ）・鸚鷓鳥（ミソゴイ）等、既に現代のサギ類の属に相当する分類が記載されており、鷺が平安時代から人々の身近に生息し深く観

察されていた鳥類であったことを窺わせる。鎌倉期の鷲に対する認識を示す例としては、『平家物語』の、醍醐天皇の命に従い逃げずに捕えられた鷲が五位を授かったとの挿話が鷲怪の例ではないが有名だろう。

一方、時代が下って『言経卿記』天正七年（一五七九）正月十八日条日条には、老父への贈物として青鷲が見え、慶長五年（一六〇〇）二月十四日条には進物として酒樽・鯛・昆布と共に青鷲が挙げられている。ここでは完全に鷲に対する怪異としての認識が失われ、狩猟鳥・食肉に変化している。『吾妻鏡』における、怪異として占断の対象とされつつも射殺される鷲の姿は、怪異としての意味付けが薄れ狩猟鳥へと変化していく過程の中に位置づけるべきであろうか。

## おわりに

蝶の大量発生や、鷲が群集する行動は、生物学的に見てごくありふれた現象である。鎌倉で観察されたこれらの現象の全てが機械的に『吾妻鏡』に採録されたものならば、八十余年間に及ぶ条文中にはある程度まん

べんなく記事が分布している筈だが、実際には先述した通り、その多くが戦乱や災害の前後にのみ記録され、大事件の予兆や追憶として語られている。本稿ではこうした記録の偏りを編纂の際の創作ではなく、幾度となく観察・記録されたこれらの現象のうち、偶然戦乱や災害の前後に発生した事例のみが怪異として事件と関連付けられ、『吾妻鏡』に採録されたとの考えから、現象に対する人々の認識や意味付けを考察した。黄蝶群飛は鶴岡八幡宮において、鷲怪は御所においてそれぞれ発生する、戦乱や闘争を予兆する怪異としての意味付けがなされ、幕府はこれを鎮めるための祭祀を実際に行っていた。但し、『吾妻鏡』におけるその意味付けは、編纂時の改竄により挿入されたと思われる先例等の記述により、黄蝶群飛や鷲怪と幕府・源氏との因果関係が殊更に強調され、肥大化したものとなっている。中には、史料四の宝治合戦直前における黄蝶群飛のように、現象の発生そのものが創作であると疑われる事例も存在する。

本稿で紙幅の関係上扱えなかった『吾妻鏡』中の動物怪異として、八幡神の眷属である鳩の死亡が怪異と

される複数の「鳩怪」の例があり、今後の課題とした  
い。未だ手付かずのものが多く怪異史料の史学上の活  
用について、今後とも考察を試みていきたい。

## 註

- (一) 西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」今谷明編『王権と神祇』思  
文閣出版、二〇〇二。
- (二) 平泉澄「陰陽道」〔中世に於ける精神生活〕至文堂、一九二  
六。
- (三) 木村進「鎌倉時代陰陽道の一考察」〔立正史学〕29、一九六  
五。木村は鎌倉陰陽道の発展経過を治承四年(一一八〇)〜  
承元三年(一二〇九)の初期模倣時代、承元四年(一二一〇)  
〜建保六年(一二二八)の本格的受人時代、承久元年(一二  
一九)〜寛元三年(一二四五)の第三期極盛時代、寛元四年  
(一二四六)以降の第四期極盛時代と四段階に分類している。
- (四) 村山修一「関東陰陽道の成立」〔史林〕49-4、一九六六。
- (五) 金沢正太「関東天文・陰陽道成立に関する一考察」〔政治経  
済史学〕96、一九七四。
- (六) 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、一九八二)。
- (七) 『陰陽道叢書』(名著出版、一九九一〜九三年)。全四巻は古  
代・中世・近世・各論の各編。

- (八) 赤澤春彦「陰陽師と鎌倉幕府」〔日本史研究〕496、二〇  
〇三。
- (九) 遠藤珠紀「鎌倉期における歴家加茂氏の変遷」〔鎌倉遺文研  
究〕15、二〇〇五。
- (一〇) 下村周太郎「鎌倉幕府の成立と陰陽師」〔年報中世史研究〕  
33、二〇〇八。
- (一一) 西山克「怪異のポリテクス」(東アジア怪異学会編『怪異  
学の技法』臨川書店、二〇〇三)。
- (一二) 西山克「怪異学研究序説」〔関西学院史学〕29、二〇〇二。
- (一三) 笹本正治「中世の災害予兆」(吉川弘文館、一九九六)、『鳴  
動する中世』(朝日選書644、朝日新聞社、二〇〇〇)。
- (一四) 小峯和明「託宣としての鳴動」〔説話の声〕、新曜社、二〇  
〇〇)。
- (一五) 黒田智「鳴動論ノート」〔日本歴史〕648、二〇〇二。
- (一六) 酒井紀美「夢語り・夢解きの中世」(朝日選書683、朝日  
新聞社、二〇〇一)。
- (一七) 谷口榮「鎌倉を取り巻く生き物たち」(佐藤和彦・谷口榮編  
『吾妻鏡事典』東京堂出版、二〇〇七)。
- (一八) 鎌倉幕府成立の時期に関する論議は本稿の論旨から外れる  
ため、本稿では頼朝以来の鎌倉における政権は全て鎌倉幕府  
ないし幕府の称で統一する。

- (一九) 村山修一「関東陰陽道の成立」(『史林』49—4、一九六六)では、『吾妻鏡』に採録された陰陽道祭の件数の多い順に、泰山府君祭(七一件)、天地災変祭(三九件)、属星祭(三二件)等を挙げている。
- (二〇) 木村前掲註三。
- (二一) 建保元年は木村進の分類(前掲註三)では鎌倉への陰陽道の本格的受入期に当たり、本稿でも木村の分類に異論はない。
- (二二) 谷口榮は、ここで宝治合戦を予兆する怪異を時頼に注進した人物が同合戦で同族の三浦泰村らに与せず戦後も生き延びた三浦盛時であることに注目している(谷口榮「鎌倉を取り巻く生き物たち」(佐藤和彦・谷口榮編『吾妻鏡事典』東京堂出版、二〇〇七)二七五頁)。この指摘の通り、史料四は盛時の北条方への密通を婉曲に示すものであろう。
- (二三) 『原色日本蝶類生態図鑑』I(保育社、一九八二)、一五五〜一五七頁。
- (二四) 内田正男編『日本暦日原典』(雄山閣、一九七五)による。以後の旧暦の新暦換算についても同書による。
- (二五) 鎌倉時代の気候変動論については、磯貝富士男「日本中世史研究と気候変動論」(『日本史研究』388、一九九四年)、西谷地晴美「中世前期の温暖化と慢性的農業危機」(民衆史研究55、一九九八年)等。
- (二六) 村山修一「日本における蝶の博物誌」(『日本の文様7 蝶』光琳社出版、一九七二、六頁)と今井彰『蝶の民俗学』(築地書館、一九七八、九三頁)は嘉禎元年の例とするが誤り。
- (二七) 今井彰は『明月記』の「蝶雨」と『帝王編年記』の「粉蝶」に関して、実際にはカゲロウやウスバツバメガなど、他の昆虫を誤認したものではないかとの説を唱えている(今井彰『蝶の民俗学』築地書館、一九七八、一〇四頁)。
- (二八) 管見の限り『村上天皇御記』『吏部王記』『貞信公記』『九暦』の天暦年間条に蝶の記録なし。
- (二九) 鎌倉幕府將軍御所の変遷に関しては松尾剛次『中世都市鎌倉の風景』(吉川弘文館、一九九三)がある。
- (三〇) 村山修一「関東陰陽道の成立」(『史林』49—4、一九六六)。
- (三一) 寛喜の飢饉の時系列的経過については、磯貝富士男「寛喜の飢饉と公武の人身売買政策」(上)〜(下)(『東京学芸大学附属高校研究紀要』一七〜一九、一九七九〜一九八二)に詳しい。
- (三二) 石田祐一「寛喜の飢饉」(『国史大辞典』3、吉川弘文館、一九八三)、磯貝富士男「寛喜の飢饉」(『日本史大辞典』2、平凡社、一九九三)。
- (三三) 驚怪の例や、日本人の歴史的な驚のイメージに関しては、中村禎里『動物妖怪談』(歴史民俗博物館振興会「歴博ブック

レット17、二〇〇〇)に詳しい。

(補註)

現代におけるチョウの大量発生、それも黄色いチョウの実例としては、二〇〇六年に岡山県でツマガグロキチョウが大発生した例(二〇〇六年七月二十九日付山陽新聞朝刊三十七面)がある。本種はかつて東北以南で普通に見られる種であったが、河川改修工事による食草のカワラケツメイ(マメ科)の減少等によって一九八〇年代から急速に個体数を減らし、二〇一三年時点で環境省レッドデータ絶滅危惧IB類(EN)にランクされ、県別では神奈川県・東京都など南関東で既に絶滅(EX)と判定されている希少種である。この岡山県の例は、カワラケツメイが栽培されていた植物園で偶然大発生が起こったものであり、十分な食草などの条件さえ整えば大量発生は起こり得ることを示している。また『吾妻鏡』の黄蝶群飛について、今井彰『蝶の民俗学』(築地書館、一九七八)及び小西正泰『虫の博物誌』(朝日新聞社「朝日選書489」、一九九三)において、昆虫学者阿江茂の説として、鎌倉周辺に開発された軍馬用の牧で飼料用としてマメ科植物が栽培され、それを食草とするモンキチョウやキチョウなどが大発生したのではないかとの説が紹介されている。

また、黄蝶以外の発生例として、ごく最近の例では二〇一四年六

月に西日本各地でテングチョウが大発生した例(二〇一四年六月七日付神戸新聞朝刊二十五面)や、二〇一二年六月に青森県でアカシジミが大発生した例(日本蝶類学会『Butterflies Newsletter』55、二〇一二)、鎌倉近辺ということであれば二〇〇九年に熱帯性のクロマダラソテツシジミが大発生した例(相模の蝶を語る会『相模の記録』24、二〇一〇)等が挙げられる。

この通り、自然界においてチョウの大量発生は十分に起こり得る現象であり、よって『吾妻鏡』が編纂史料である点や現象から受ける突飛な印象を理由に、それに纏わる記録の全てを編纂時の創作と即断することは不適切な見方であると言わざるを得ない。

(補註二)

『吾妻鏡』の驚怪事例に登場するサギ類は白鷺(現在の種で言えばシラサギ属のコサギ・チュウサギ・チュウダイサギ等か)と青鷺(アオサギ)であるが、これらは時に異種どうしが混じって集団で営巣地を形成することが知られる(『新訂増補原色日本鳥類図鑑』保育社、一九八五、七六頁)。